

四十八、職ニ代シ表者會
議ヲ廠ノ内外ヲ論セ
ス。同催スルニトシテ
セラレタシ

四十九、一般職ニテ
章附共制度ヲ設ケ
シレ度

五十、職ニ章ヲ落失
シタルトキ處罰セテ辨
償トモシレ度

四十八、職ニ代表者ハ當廠ノ一機度
ナリ從テ廠内ニ於テ公然行フ如ク
致シ度シ何モ秘密ニ會合スルニ必
要ナカラン

四十九、一緊トシテ研究ノ價值アルモノ
ト認ムルヲ以テ調査スヘシ

五十、申出ノ通り実行スル考イナリ
但シ引去額、引去方法ハ調査ノ上
発表スヘシ
元表本作ノ如キヲ罰則ニ照シ處

五十六、同合ニ會合
シタルトキ處罰セテ辨
償トモシレ度

五十七、調査研究スヘシ

五十八、課所長ニ於テ必要ヲ認メテ
課所長ニ於テ必要ヲ認メテ
課所長ニ於テ必要ヲ認メテ
課所長ニ於テ必要ヲ認メテ